

◎新潟県告示第551号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成24年4月10日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成23年4月8日新潟県告示第606号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭（東） 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積22,050.47平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭（東） 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積26,345.47平方メートル 未舗装

に変更する。